

愛媛県の情報公開・個人情報保護

平成 17 年度運用状況報告書

愛 媛 県

目 次

愛媛県の情報公開制度

第1	情報公開制度のあらまし	
1	情報公開制度の意義と目的	1
2	情報公開条例の制定等	1
3	公文書公開制度の概要	1
4	情報提供の概要	4
第2	情報公開制度の運用状況	
1	公文書公開制度の運用状況	5
2	情報提供の状況	13

愛媛県の個人情報保護制度

第1	個人情報保護制度のあらまし	
1	個人情報保護制度の意義と目的	16
2	個人情報保護条例の制定等	16
3	個人情報保護制度の概要	16
第2	個人情報保護制度の運用状況	
1	個人情報取扱事務の登録件数	20
2	書面による開示請求の状況	21
3	口頭による開示請求の状況	24
4	個人情報の訂正請求の状況	25
5	個人情報の利用停止請求の状況	25
6	不服申立ての状況	25

愛媛県の情報公開制度

第1 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の意義と目的

「情報公開制度」は、県が保有する情報を公開することにより、県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で開かれた県政を進める上で、重要な意義を有するものです。

本県では、平成6年1月から「愛媛県情報公開要綱」により制度を運用してきましたが、平成11年1月からは「愛媛県情報公開条例」を施行しています。

本県の情報公開制度の目的について、条例第1条では、「この条例は、県民の知る権利を保障し、県民参加による公正で開かれた県政を推進するため、県民の公文書の公開を求める権利を明らかにすることにより県政について県民に説明する県の責務が全うされるようにし、もって県政に対する県民の理解と信頼を深めることを目的とする。」と規定されています。

2 情報公開条例の制定等

「愛媛県情報公開要綱」の制定以後、国における情報公開法制定の動き、他の地方公共団体における公開性を高めるための制度改正の動きなど、情報公開制度を取り巻く環境は大きく変化してきました。

県では、このような状況を踏まえ、平成9年6月に、条例制定に向けた具体的な検討を行うこととし、学識経験者等からなる「情報公開検討委員会」に制度全般について調査検討を依頼しました。およそ1年間にわたり制度全般について幅広く検討が行われ、平成10年5月、検討結果報告が取りまとめられ、知事に報告されました。

県は、この報告を最大限に尊重して、平成10年6月25日に条例を制定しました。条例は、「知る権利の保障」、「県の説明責任」、「住民参加の促進」などの制度の理念を明らかにするとともに、議会を実施機関として加え、公文書については、組織的共用文書をすべて対象とし、電磁的記録もこれに含めることとしました。平成13年10月16日には条例を改正し、新たに実施機関に公安委員会と警察本部長を加えた（平成14年4月1日施行）ほか、県が指定する出資法人に対して情報公開の努力義務を定めました。

また、平成16年12月24日の条例改正では、非公開情報の見直しや、裁量的公開の規定を設けるとともに、公文書公開審査会と個人情報保護審議会とを統合し、「情報公開・個人情報保護審査会」を設置（平成17年4月1日施行）しました。

さらに、平成17年12月20日の条例改正では、指定管理者に対して情報公開の努力義務を課す規定を設けることとしました（平成18年4月1日施行）。

3 公文書公開制度の概要

本県における公文書公開制度（条例に基づく制度）の概要は、以下のとおりです。

(1) 実施機関（条例第2条第1項）

情報公開制度を実施する機関は次のとおりです。

ア 知事	イ 議会	ウ 公営企業管理者
エ 教育委員会	オ 選挙管理委員会	カ 人事委員会
キ 監査委員	ク 公安委員会	ケ 警察本部長
コ 労働委員会	サ 収用委員会	シ 海区漁業調整委員会
ス 内水面漁場管理委員会		

(2) 対象となる公文書（条例第2条第2項）

公開請求の対象となる「公文書」とは、平成11年1月1日（公安委員会及び警察本部長にあっては平成14年4月1日）以降に、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいいます。

(3) 請求権者等（条例第5条）

公文書の公開を請求できるものは、次のとおりです。

- ア．県内に住所を有する者
- イ．県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ．県内の事務所又は事業所に勤務する者
- エ．県内の学校に在学する者
- オ．上記に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

(4) 公開しない情報（条例第7条第2項）

情報公開条例では、公文書に記録された情報は原則として公開することとなっていますが、公文書の公開を請求する権利と個人又は法人その他の団体の権利利益及び公益との調和を図るため、公開しない情報の範囲を次のように定めています。

- ア．個人に関する情報（第1号）
- イ．法人等に関する情報（第2号）
- ウ．法令秘情報（第3号）
- エ．公共の安全等に関する情報（第4号）
- オ．審議、検討又は協議に関する情報（第5号）
- カ．事務又は事業に関する情報（第6号）

(5) 部分公開（条例第8条）

公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、それらの非公開情報を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときを除き、部分公開を行います。

(6) 公開請求の手続（条例第6条）

公開請求は、公文書公開請求書に氏名、住所、公文書の件名その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項などの必要事項を記載して、窓口へ提出する方法又は電子申請により行うこととしています。

(7) 公開請求の窓口

実施機関が保有する公文書（公安委員会及び警察本部長が保有する公文書を除く）は、次の窓口で受け付けています。

- ア．本庁の総合窓口：県民活動推進課内
- イ．地方局の総合窓口：地方局県民情報室
- ウ．個別窓口：地方局各課(地方機関)単位
当該課（地方機関）で保有する公文書は、当該課(地方機関)で受付

また、公安委員会及び警察本部長が保有する公文書は、次の窓口で受け付けています。

エ.警察の総合窓口：警察情報センター(警察本部)

オ.警察の個別窓口：各警察署（各警察署で保有する公文書は、各警察署で受付）

(8) 請求に対する決定等（条例第 12 条）

公開するかどうかの決定は、公開請求があった日から起算して 15 日以内に行います。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、公開請求があった日から 60 日を限度として延長できることとしています。

(9) 決定の通知（条例第 11 条）

決定の通知は、公文書公開決定通知書（全部公開又は部分公開）及び公文書非公開決定通知書により行います。

(10) 公開の実施（条例第 16 条）

公文書の公開は、公文書公開決定通知書であらかじめ指定した日時及び場所において、請求者が希望する公開方法により行います。

ア．文書又は図画...閲覧又は写しの交付

イ．電磁的記録...視聴又は写しの交付（複製物又は用紙に出力したもの）

(11) 費用の負担（条例第 17 条）

写しの作成及び送付に要する費用（実費）は、請求者の負担となります。

(12) 不服申立てがあった場合の手續（条例第 18 条、20 条）

公開決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、当該不服申立てが不適法である場合等を除き、実施機関は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとなります。

実施機関は、諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、当該不服申立てについての裁決又は決定を行うこととなります。

(13) 情報公開・個人情報保護審査会の調査権限等（条例第 23 条～29 条）

情報公開・個人情報保護審査会委員が公文書を実際に見分することのできるインカメラ審理や不服申立人の申出による意見陳述の機会の付与など、審査手続を定めています。

(14) 他の制度との調整等（条例第 31 条）

法令又は他の条例の規定により閲覧等の手續が定められている場合には、当該法令等の定めるところによりこれを行うこととなります。

(15) 出資法人の情報公開（条例第 34 条）

県が資本金、基本金等を出資するいわゆる出資法人は県の行政と密接な関係を有し、県民生活に広範な影響を与えるものであり、情報公開の必要性は県と同様に高いといえます。このため、出資法人の保有する情報の公開に関し自主的な措置をとるよう努力義務を課すとともに、当該出資法人の情報公開がより一層推進されるよう、県が必要な措置を講ずることとしています。

4 情報提供の概要

(1) 情報提供の拡充

本県では、財政状況・給与実態等の公表、各種研究報告書やパンフレットなどの発行、県民だよりなどの広報誌等による広報活動のほか、行政情報データベースや生涯学習情報システムの構築、行政資料室での行政資料の閲覧・貸出しなど、開かれた県政を推進するための各種の施策や制度を実施してきました。しかし、社会情勢の変化に伴い、県民の情報ニーズも多種多様となっており、県民の個別の情報ニーズに迅速に応えるためには、公文書公開制度と併せ、情報提供を拡充することが重要となってきています。

そのため、「公文書の公開」と併せて、「情報提供の拡充を図ること」を実施機関の責務として条例中に規定（第33条）し、総合窓口の情報提供の機能を持たせることにより、県民の個別の情報ニーズに総合的に対応できる体制を整えるなど、開かれた県政を推進しています。

(2) 行政資料室の充実

県民の要望に適切に対応できる体制とするため、平成6年1月から県民情報室（現県民活動推進課）に行政資料室を併設し、公文書の公開と情報提供を一元化して実施しています。

行政資料室には、県や国が発行する統計書、調査結果報告書、試験研究結果報告書、計画書等の行政資料（約17,900冊）を備え、一般の閲覧に供しているほか、複写及び貸出しも行っていきます。また、行政資料に関する相談・案内にも応じています。

行政資料室の利用時間等

平日：午前9時～午後4時30分

休み：土曜、日曜、祝祭日、年末年始

場所：県庁第一別館1階

県民活動推進課 内

第2 情報公開制度の運用状況

1 公文書公開制度の運用状況

(1) 公開請求（申請）の件数

平成17年度においては、506件の公開請求（申請）があり、平成16年度に比べると約30ポイント減少しました。（表1参照）

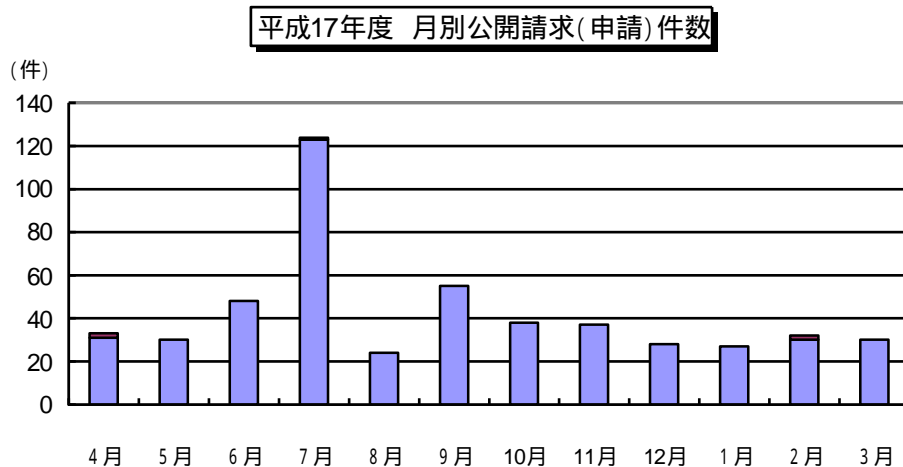
表1 月別公開請求（申請）件数 （単位：件）

年度別・月別		公開請求	公開申請	合計
17年度	4月	31	2	33
	5月	30	0	30
	6月	48	0	48
	7月	123	1	124
	8月	24	0	24
	9月	55	0	55
	10月	38	0	38
	11月	37	0	37
	12月	28	0	28
	1月	27	0	27
	2月	30	2	32
	3月	30	0	30
17年度計		501	5	506
16年度計		711	9	720

注1 公開請求とは、愛媛県情報公開条例に基づく公開請求をいう。

注2 公開申請とは、愛媛県情報公開要綱に基づく公開申請をいう。

図1



(2) 請求（申請）者の状況

「県内に住所を有する者」から 303 件、「県内に住所を有する団体」から 159 件、「県内に事業所を有する団体等」から 40 件、「県内の学校に在学する者」から 1 件、「その他利害関係者」から 3 件の公開請求（申請）があり、「県内に住所を有する者・団体」からの請求（申請）件数の割合が全体の 91%を占めます。

なお、「県内の事業所に勤務する者」からの公開請求（申請）はありませんでした。

（表 2 参照）

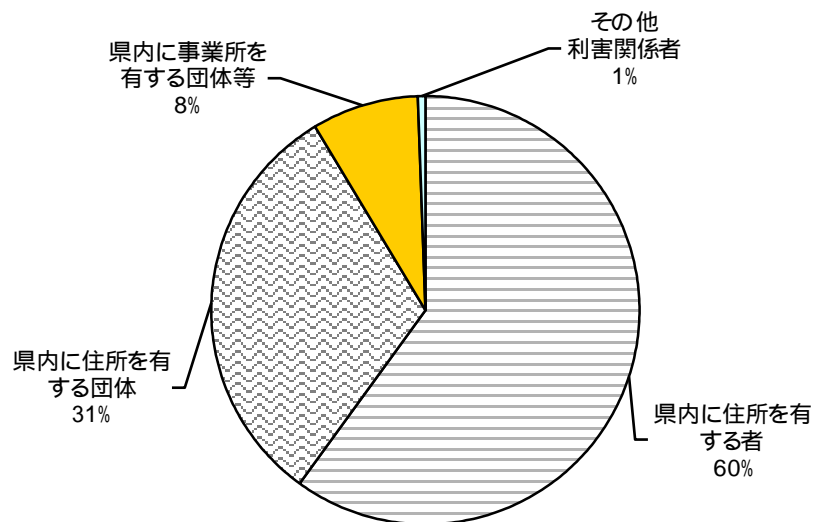
表 2 公開請求（申請）の人数及び件数

年 度	17 年 度						16 年 度	
	公開請求		公開申請		合 計		合 計	
	人 数 団体数	件数 (件)	人 数 団体数	件数 (件)	人 数 団体数	件数 (件)	人 数 団体数	件数 (件)
県内に住所を有する者	83	300	2	3	85	303	92	350
県内に住所を有する団体	20	157	1	2	21	159	22	330
県内に事業所を有する団体等	15	40			15	40	6	31
県内の事業所に勤務する者								
県内の学校に在学する者	1	1			1	1		
そ の 他 利 害 関 係 者	2	3			2	3	9	9
合 計	121	501	3	5	124	506	129	720

注 人数、団体数は同一年度内の請求（申請）の場合には実数で計上しているが、請求（申請）年度が異なる場合は各々計上している。

図 2

平成 17 年度公開請求申請者の区分別割合



(3) 実施機関別・部局別公開請求（申請）件数

公開請求（申請）の状況を実施機関別にみると、知事が243件、教育委員会が205件、警察本部長が20件、監査委員が13件、選挙管理委員会が8件、公営企業管理者が7件、議会が5件、人事委員会が4件、公安委員会が1件の順となっています。

また、知事に対する公開請求（申請）について部局別にみると、最も多いのが土木部の107件、続いて保健福祉部の55件、農林水産部の31件の順となっています。

表3 実施機関別・部局別 公開請求（申請）件数 (単位：件)

実施機関		年度		17年度			16年度		
		公開請求	公開申請	合計	公開請求	公開申請	合計		
知事	総務部	13	0	13	21	0	21		
	企画情報部	9	0	9	9	0	9		
	県民環境部	18	0	18	18	0	18		
	保健福祉部	55	0	55	63	0	63		
	経済労働部	9	1	10	3	0	3		
	農林水産部	28	3	31	24	3	27		
	土木部	106	1	107	129	3	131		
	出納事務局	0	0	0	1	0	1		
	小計	238	5	243	268	6	274		
議会	5		5	13		13			
公営企業管理者	7	0	7	9	0	9			
教育委員会	205	0	205	349	3	352			
選挙管理委員会	8	0	8	7	0	7			
人事委員会	4	0	4	1	0	1			
監査委員	13	0	13	2	0	2			
公安委員会	1		1	3		3			
警察本部長	20		20	59		59			
労働委員会	0	0	0	0	0	0			
収用委員会	0	0	0	0	0	0			
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0			
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0			
合計	501	5	506	711	9	720			

図 3

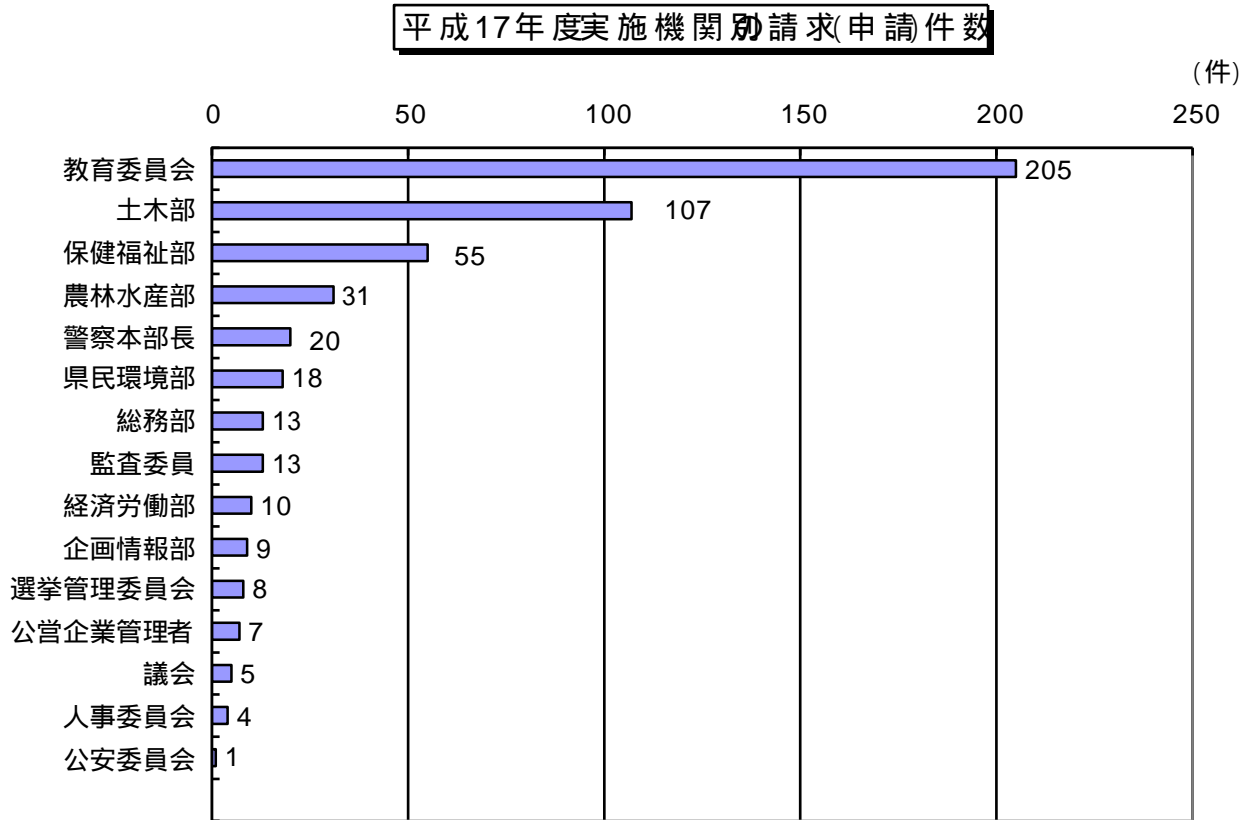
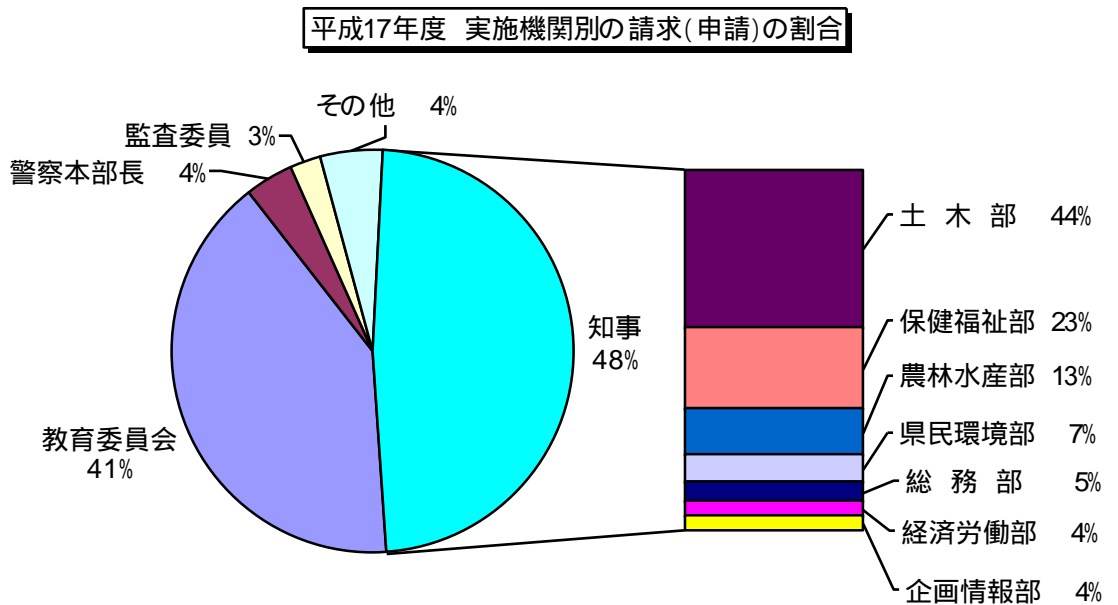


図 4



(4) 公開請求（申請）のあった主な公文書

公開請求（申請）のあった主な公文書は、表4のとおりです。

表4 公開請求（申請）のあった主な公文書（実施機関別）

年度	実施機関名	公開請求（申請）があった主な公文書	
17 年度	知 事	総務部	私立学校補助金関係文書
		企画情報部	現金出納簿証明書
		県民環境部	特定非営利活動法人の事業計画書等
		保健福祉部	高度管理医療機器等販売業・賃貸業者関係資料
		経済労働部	大規模小売店舗立地法に基づく届出書・添付書類
		農林水産部	治山工事関係等入札執行表
		土木部	道路の供用開始図面 建築計画概要書
	議 会	委員会会議録	
	公営企業管理者	県立中央病院ボランティア関係文書	
	教育委員会	教科書採択関係文書 教職員の勤務時間調査記録	
	選挙管理委員会	政治団体収支報告書	
	人事委員会	職員採用候補者試験問題	
	監査委員	監査資料	
	警察本部長	捜査費関係文書	
公安委員会	委員会議事録		
16 年度	知 事	総務部	私立学校補助金関係文書
		企画情報部	生活交通路線維持費等補助金交付関係書類
		県民環境部	生活センターに寄せられた苦情等
		保健福祉部	保育士試験問題
		経済労働部	大規模小売店舗立地法に基づく届出書・添付書類
		農林水産部	土地改良関係入札執行表
		土木部	道路の供用開始図面
		出納事務局	愛媛県収入証紙の印刷に関する契約書
	議 会	委員会会議録	
	公営企業管理者	山鳥坂ダム関係文書	
	教育委員会	県立学校教職員の勤務条件説明書 P T A 総会資料、教科書採択関係文書	
	選挙管理委員会	政治資金規正法に基づく収支報告書	
	人事委員会	教職員の特殊勤務手当の運用について	
	監査委員	監査委員会議結果等	
警察本部長	捜査費関係文書		

公開請求（申請）件数の特に多かったのは、平成16年度が、県立学校教職員の勤務条件説明書133件、P T A 総会資料67件、教科書採択関係文書56件、警察の捜査費関係文書37件、道路の供用開始図面32件であったのに対し、平成17年度では、教科書採択関係67件、教職員の勤務時間調査記録65件、道路の供用開始図面32件、建築計画概要書19件、高度管理医療機器等販売業・賃貸業者関係資料15件となっています。

(5) 処理状況

公開請求（申請）に対する処理状況としては、平成16年度は、請求（申請）のあった720件のうち、全部公開したものが279件、部分公開したものが302件、非公開としたものが12件、該当文書が存在しなかったものが106件、取下げのあったものが10件、処理中のものが11件でしたが、平成17年度は、請求（申請）のあった506件のうち、全部公開したものが237件、部分公開したものが109件、非公開としたものが6件、該当公文書が存在しなかったものが111件、取り下げのあったものが28件、処理中のものが15件となっています。（表5参照）

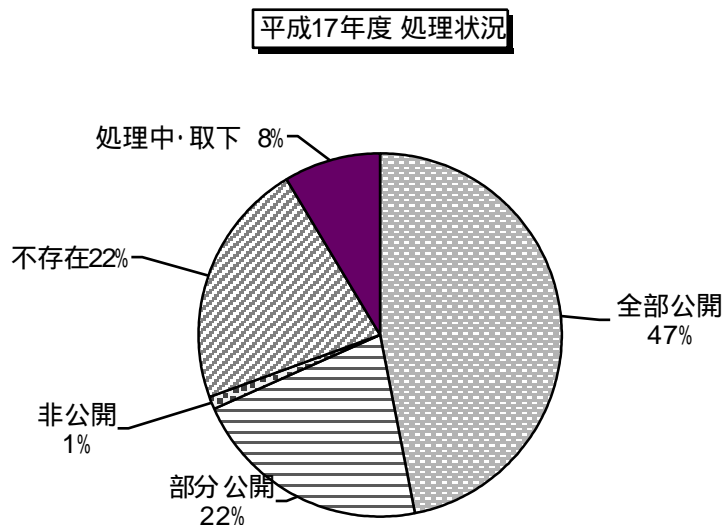
表5 年度別処理状況

(単位:件)

年 度	区 分	請求等の 件 数	処理の状況					
			全部公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	処理中
17 年度	公開 請求	501 (11)	237 (1)	106 (5)	6 (0)	109 (0)	28 (0)	15 (0)
	公開 申請	5 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)
	合計	506 (11)	237 (1)	109 (5)	6 (0)	111 (0)	28 (0)	15 (0)
16 年度	公開 請求	711 (17)	274 (9)	302 (8)	12 (0)	102 (0)	10 (0)	11 (0)
	公開 申請	9 (0)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)
	合計	720 (17)	279 (9)	302 (8)	12 (0)	106 (1)	10 (0)	11 (0)

()内は前年度末に処理中であったものの件数であり、いずれも外数である。

図5



(6) 非公開決定等の理由別内訳

非公開又は部分公開としたものの理由別内訳は、表 6（公開請求に対するもの）及び表 7（公開申請に対するもの）のとおりとなっています。

表 6 公開請求に対する非公開及び部分公開の理由別内訳（条例第 7 条第 2 項各号）

区分	年度	17 年度 (単位:件)	16 年度 (単位:件)
1号(個人に関する情報)		95	285
2号(法人に関する情報)		54	52
3号(法令秘情報)		0	0
4号(公共の安全等に関する情報)		4	20
5号(審議、検討又は協議に関する情報)		0	0
6号(事務又は事業に関する情報)		18	22
合 計		171	379

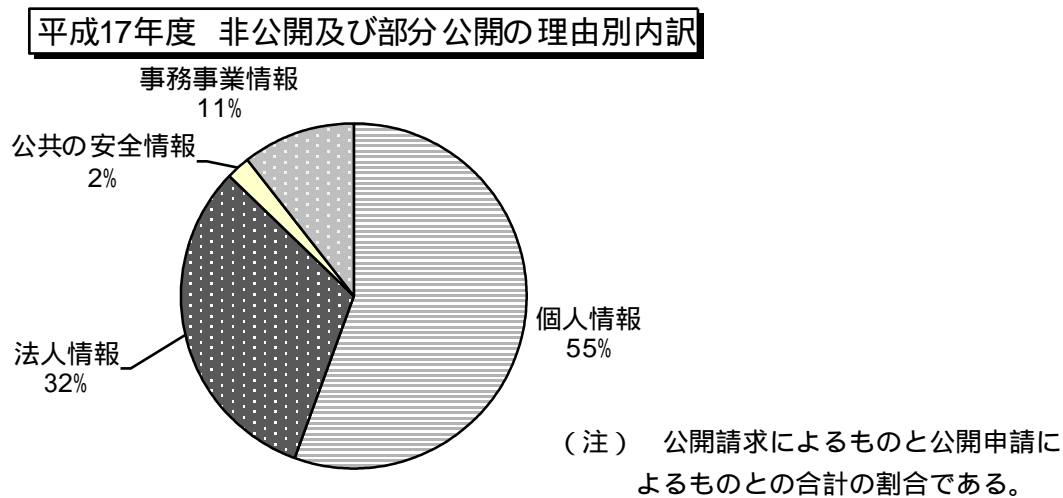
注 非公開又は部分公開決定に当たり、複数の理由を適用したものがあため、件数の合計は、非公開決定と部分公開決定との合計と一致しない。

表 7 公開申請に対する非公開及び部分公開の理由別内訳（要綱第 6 条各号）

区分	年度	17 年度 (単位:件)	16 年度 (単位:件)
1号(個人情報)		2	0
2号(事業関連情報)		2	0
3号(法令秘情報)		0	0
4号(機関委任事務情報)		0	0
5号(公共の安全・秩序維持情報)		1	0
6号(国等信頼関係情報)		0	0
7号(任意提供情報)		0	0
8号(合議制機関情報)		0	0
9号(意思形成過程情報)		0	0
10号(性質上非公開情報)		1	0
合 計		6	0

注 非公開又は部分公開決定に当たり、複数の理由を適用したものがあため、件数の合計は、非公開決定と部分公開決定との合計と一致しない。

図 6



(7) 不服申立て（不服申出）の状況

平成17年度においてなされた不服申立て（不服申出）は表8のとおりとなっています。

表8 不服申立ての件数及び処理の状況

(単位：件)

不服申立て件数		処 理 の 状 況					審査中	取下げ
平成16年度からの繰越件数	平成17年度不服申立て件数	裁 決 又 は 決 定						
		却 下	棄 却	一 部 認 容	認 容			
0	2		1	1				

2 情報提供の状況

(1) 行政資料の利用状況

情報公開制度の実施に伴い、県民活動推進課に行政資料室を併設しており、各種の統計書や報告書等の行政資料を備え、一般の閲覧に供しているほか、複写及び貸出しも行っています。その利用状況は、平成 16 年度は、貸出が 74 人（月平均 6 人）、複写が 153 人（月平均 13 人）の利用となっているのに対し、平成 17 年度は、貸出が 65 件（月平均 5 人）、複写が 245 人（月平均 20 人）の利用がありました。

表 9 月別・年度別 行政資料貸出・複写の利用状況

年度	区分 月	貸 出		複 写	
		人数 (人)	冊数 (冊)	人数 (人)	枚数 (複写)
17 年 度	4月	7	20	10	567
	5月	2	2	7	103
	6月	4	11	25	815
	7月	5	14	5	232
	8月	3	11	23	341
	9月	5	13	29	752
	10月	3	12	23	359
	11月	10	28	28	305
	12月	3	5	25	247
	1月	7	15	19	341
	2月	11	35	26	401
	3月	5	10	25	268
17年度計		65	176	245	4,731
16年度計		74	170	153	5,846

(2) 利用の多い行政資料

よく利用されている行政資料を分類別に挙げると、表 10 のとおりです。

表 10 よく利用される行政資料一覧(分類別)

分野	行政資料名	
	愛媛県発行(編集)	愛媛県発行(編集)以外
総記		愛媛年鑑
総務	愛媛県議会定例会議案 財政事情 職員の給与等に関する報告及び勧告 県政ガイドえひめ	
生活文化		家計調査報告 全国消費実態調査報告 国民生活基礎調査
企画調整	愛媛県統計年鑑 統計からみた市町村のすがた 統計でみる愛媛のすがた 主要施策の成果説明書 愛媛県市町村要覧 愛媛県地域防災計画 愛媛県地震防災計画 愛媛県土地利用基本計画	国勢調査報告
福祉	国民健康保険事業状況	社会福祉施設等調査報告書 人権教育・啓発白書 高齢社会白書
保健衛生	愛媛県環境白書 伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査結果 第二次愛媛県全域下水道化基本構想 公共用水域及び地下水の水質調査結果	
商労働	愛媛県経済諮問会議意見・提言及び対応状況	産業連関表
農水産	愛媛県の国土調査 愛媛の水産	港湾統計年報
土木	えひめの土木 愛媛県水防計画 愛媛の道路 道路交通センサス 土地利用動向調査 愛媛県地価調査書	
教育	愛媛県立学校教育要覧 愛媛県埋蔵文化財包蔵地一覧表 愛媛県埋蔵文化財包蔵地分布図	
出納	愛媛県歳入歳出決算に関する付属書	
議会	愛媛県議会の概要 愛媛県議会定例会会議録	

(3) 行政資料の保有状況

行政資料室では、県で作成された資料をはじめ、国、他の都道府県、県下市町(村)、各種団体等で作成された資料や冊子など総計約 17,900 冊の行政資料を備え付けて、情報提供に努めています。

現在行政資料室で保管する行政資料は、発行機関別では表 11 のとおりであり、分野別では表 12 のとおりとなっています。

表 11 発行機関別保有状況

発行機関	行政資料数(冊)
愛媛県	7,133
県下市町(村)	374
他の都道府県	2,380
国	7,361
白書	778
白書以外	6,583
その他	625
会社・団体	422
NIRA(総合研究開発機構)	69
学校	130
個人	4
合計	17,873

表 12 分野別保有状況

分野	行政資料数(冊)
総記	345
総務	961
生活・文化	1,622
企画調整	5,742
福祉	651
保健・衛生	917
商工・労働	3,412
農林・水産	1,808
土木	656
教育	1,540
その他	219
合計	17,873

図 7

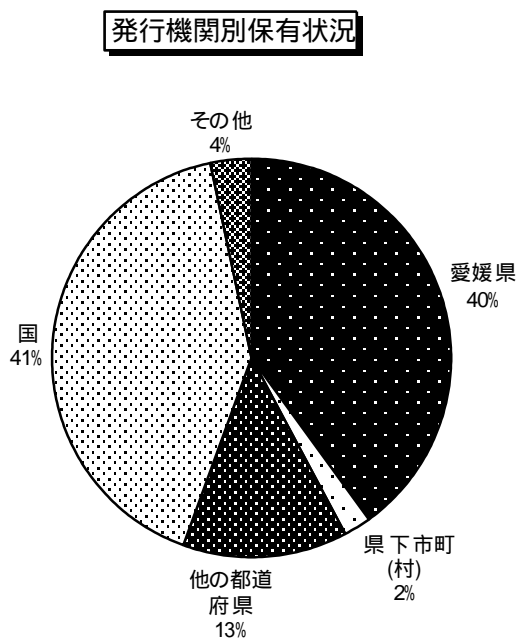
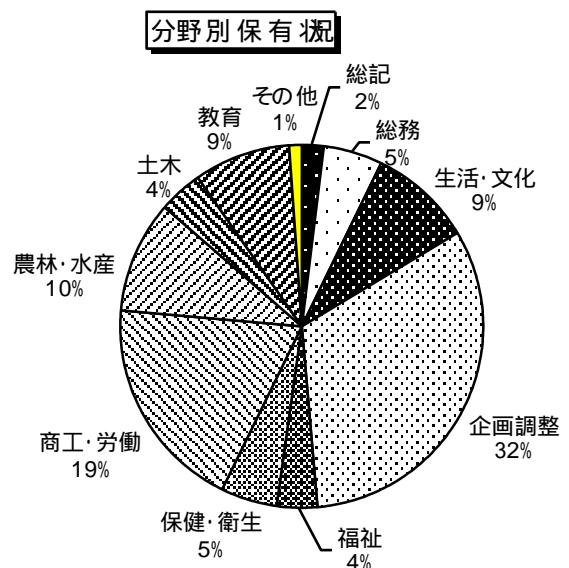


図 8



愛媛県の個人情報保護制度

第1 個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の意義と目的

情報化の進展により、私たちの生活が便利になっている反面、個人情報の取扱いに適正を欠いた場合、プライバシーをはじめとする個人の権利利益が侵害されるおそれが高まっています。

「個人情報保護制度」は、県が個人情報を適正に取り扱うためのルールや、県が保有する自己の個人情報について開示、訂正等を求めることができる権利を定めるものであり、本県では、平成14年4月から「愛媛県個人情報保護条例」を施行しています。

本県の個人情報保護制度の目的について、条例第1条では、「この条例は、個人の人格尊重の理念にのっとり、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運用を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と規定されています。

2 個人情報保護条例の制定等

県では、条例の制定に向けて、平成12年8月に「情報公開検討委員会」に個人情報の取扱いに関する基本原則や開示請求制度等の具体的な内容の検討を依頼しました。およそ1年間にわたる検討の後、平成13年5月にまとめられた中間報告に対してパブリック・コメントを実施したうえで、同年7月に検討結果報告が取りまとめられ、知事に報告されました。

県は、この報告を最大限に尊重して、平成13年10月16日に条例を制定しました。その後、個人情報の取扱いに関する基本原則の適用除外事項等を審議するため、平成13年11月1日に「個人情報保護審議会」を設置しました。

また、平成16年12月24日に条例を改正し、安全性の確保措置等の強化、非開示情報の見直し、利用停止請求権や、罰則等の新設を行うとともに、公文書公開審査会と個人情報保護審議会とを統合し、「情報公開・個人情報保護審査会」を設置しました（平成17年4月1日施行）。

さらに、平成17年7月19日の条例改正では、新たに実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えることとしました（平成18年4月1日施行）。

3 個人情報保護制度の概要

本県における個人情報保護制度の概要は、以下のとおりです。

(1) 実施機関（条例第2条第1号）

個人情報保護制度を実施する機関は次のとおりです。

ア 知事	イ 議会	ウ 公営企業管理者
エ 教育委員会	オ 選挙管理委員会	カ 人事委員会
キ 監査委員	ク 労働委員会	ケ 収用委員会
コ 海区漁業調整委員会	サ 内水面漁場管理委員会	

(2) 対象となる個人情報（条例第2条第2号）

保護の対象となる個人情報は、情報の処理形態を問わず、実施機関が保有しているすべての個人情報（氏名、生年月日、住所など個人に関する情報であって、特定の個人が識別することができるもの）になります。

(3) 責務（条例第 3～6 条）

個人情報の保護にあたり、実施機関だけではなく、個人情報を取り扱う事業者、出資法人、県民それぞれに個人情報の適正な取扱いに努める責務が定められています。

(4) 実施機関の個人情報の取扱い

個人情報取扱事務の登録及び閲覧（条例第 7 条）

個人情報取扱事務の名称、所管課、目的、対象者、記録項目等を記載した登録簿を作成し、県の窓口で閲覧に供します。

個人情報の収集の制限（条例第 8 条）

事務の目的を明らかにし、必要な範囲内で、原則として本人から収集します。思想、信条及び信教に関する個人情報は、原則として収集しません。

例外的に、法令等の規定に基づく場合や本人の同意がある場合等は、本人以外からも個人情報を収集することができることとしています。

個人情報の利用及び提供の制限（条例第 9 条）

個人情報の利用及び提供は、原則として収集した目的の範囲内で行います。

例外的に、法令等の規定に基づく場合や本人の同意がある場合等は、事務の目的外の提供ができることとしています。

個人情報の正確性及び安全性の確保（条例第 12 条）

正確かつ最新の内容の保持に努めます。漏えい、滅失、き損などの防止に努めます。必要がなくなった個人情報は、確実かつ速やかに消去します。

(5) 個人情報の開示請求

請求権者（条例第 15 条）

何人も、公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示請求をすることができます。

未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって、開示請求することができます。

開示請求の手続き（条例第 16 条）

開示請求は、個人情報開示請求書に氏名、住所、開示請求に係る個人情報の内容などの必要事項を記載して、窓口提出することとしています。その際、本人や法定代理人であることを証明する書類が必要です。

開示しない情報（条例第 17 条第 2 項）

個人情報保護条例では、公文書に記録された本人に関する個人情報は原則として開示することとなっていますが、例外として開示しない情報の範囲を次のように定めています。

ア．開示請求者以外の個人に関する情報（第 1 号）

イ．開示請求者の生命、財産等に関する情報（第 2 号）

ウ．法人等に関する情報（第 3 号）

エ．法令秘情報（第 4 号）

オ．公共安全等に関する情報（第 5 号）

カ．審議、検討又は協議に関する情報（第 6 号）

キ．事務又は事業に関する情報（第 7 号）

ク．未成年者等に関する情報（第 8 号）

部分開示（条例第 18 条）

開示請求に係る個人情報の一部に非開示情報が記録されている場合において、それらの非開示情報を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分に有意

の情報が記録されていないと認められるときを除き、部分開示を行います。

請求に対する決定等（条例第 22 条）

開示するかどうかの決定は、開示請求があった日から起算して 15 日以内に行います。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日から 60 日を限度として延長できることとしています。

決定の通知（条例第 21 条）

決定の通知は、個人情報開示決定通知書（全部開示又は部分開示）及び個人情報非開示決定通知書により行います。

開示の実施（条例第 26 条）

個人情報の開示は、個人情報開示決定通知書であらかじめ指定した日時及び場所において、請求者が希望する開示方法により行います。開示請求の場合と同様に、本人を確認する書類が必要です。

ア．文書又は図画...閲覧又は写しの交付

イ．電磁的記録...視聴又は写しの交付（複製物又は用紙に出力したもの）

費用の負担（条例第 28 条）

写しの作成及び送付に要する費用（実費）は、請求者の負担となります。ただし、郵送による写しの交付は、病気、身体障害その他のやむを得ない理由により窓口での開示が困難な場合に限りま

開示請求の特例〔簡易開示〕（条例第 27 条）

実施機関が行う各種資格試験や県立学校の入学試験の結果など、あらかじめ定めた個人情報については、開示請求者の利便や負担軽減を図るために、本人に限り、口頭による請求ができ、直ちにその場で開示します。

(6) 個人情報の訂正請求及び利用停止請求（条例第 29、36 条）

開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあるときは、訂正及び利用停止を請求することができます。

開示を受けた自己の個人情報が条例の規定に違反して取り扱われていると認めるときは、個人情報の利用の停止又は消去、提供の停止を請求することができます。

訂正及び利用停止請求は、開示を受けた日から 90 日以内に行い、訂正及び利用停止請求をするかどうかの決定は、請求があった日から起算して 30 日以内に行います。

(7) 不服申立てがあった場合の手続（条例第 40、42 条）

開示決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、当該不服申立てが不適法である場合等を除き、実施機関は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとなります。

実施機関は、諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、当該不服申立てについての裁決又は決定を行うこととなります。

(8) 他の制度との調整等（条例第 45 条）

法令又は他の条例の規定により閲覧等の手続が定められている場合には、当該法令等の定めるところによりこれを行うこととなります。

(9) 個人情報開示請求等の窓口

実施機関が保有する公文書は、次の窓口で受け付けています。

ア.本庁の総合窓口：県民活動推進課内

イ.地方局の総合窓口：地方局県民情報室

ウ.個別窓口：地方局各課(地方機関)単位

当該課(地方機関)で保有する公文書
は、当該課(地方機関)で受付

第2 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報取扱事務の登録件数

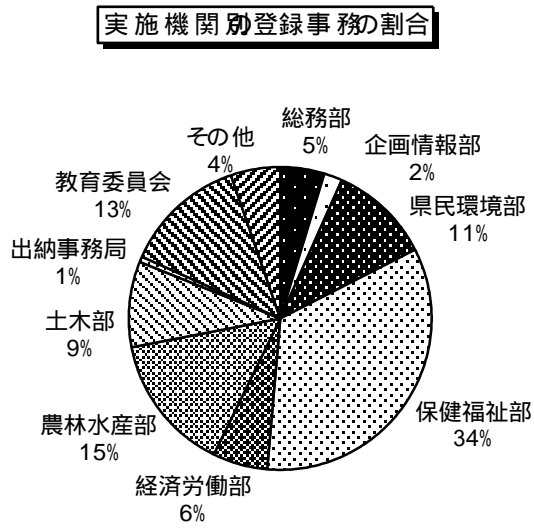
平成17年度末で、実施機関が個人情報を取り扱っている事務は1,394件あります。

(表1参照)

表1 実施機関別の個人情報取扱事務の登録件数 (単位:件)

実施機関		平成17年度 当初登録事務	新規事務	廃止事務	平成17年度 末登録事務
知 事	総務部	63	1	0	64
	企画情報部	39	0	10	29
	県民環境部	139	13	0	152
	保健福祉部	461	9	0	470
	経済労働部	75	9	0	84
	農林水産部	200	3	0	203
	土木部	128	1	0	129
	出納事務局	9	0	0	9
	小計	1,114	36	10	1,140
議会	10	1	0	11	
公営企業管理者	16	0	0	16	
教育委員会	169	12	0	181	
選挙管理委員会	19	0	0	19	
人事委員会	4	0	0	4	
監査委員	5	0	0	5	
労働委員会	4	0	0	4	
収用委員会	11	0	0	11	
海区漁業調整委員会	2	0	0	2	
内水面漁場管理委員会	1	0	0	1	
合計	1,355	49	10	1,394	

図 1



2 書面による開示請求の状況

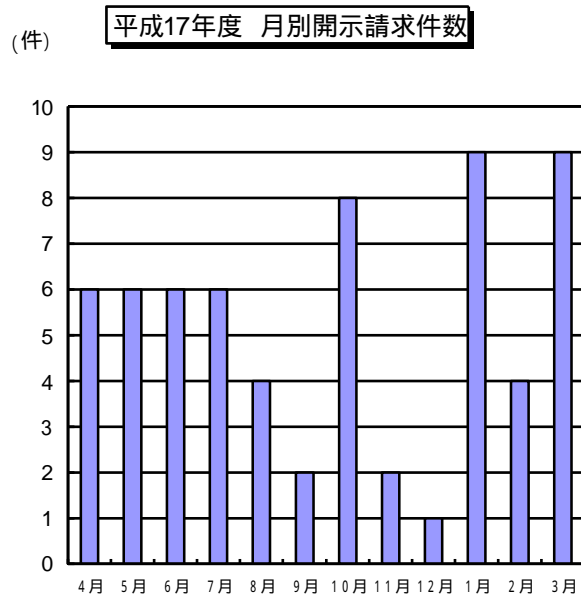
(1) 開示請求件数

平成 17 年度においては、63 件の開示請求がありました。(表 2 参照)

表 2 月別開示請求件数

月	請求件数 (件)
4月	6
5月	6
6月	6
7月	6
8月	4
9月	2
10月	8
11月	2
12月	1
1月	9
2月	4
3月	9
合計	63

図 2



(2) 実施機関別・部局別開示請求件数

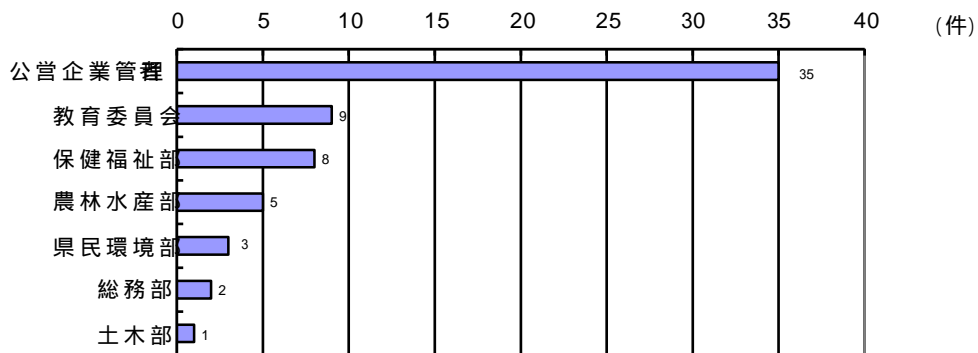
開示請求の状況を実施機関別にみると、公営企業管理者が 35 件、知事が 19 件、教育委員会が 9 件の順となっています。(表 3 参照)

表 3 実施機関別・部局別開示請求件数

実施機関		件数(件)	実施機関		件数(件)
知事	総務部	2	議会	0	
	企画情報部	0	公営企業管理者	35	
	県民環境部	3	教育委員会	9	
	保健福祉部	8	選挙管理委員会	0	
	経済労働部	0	人事委員会	0	
	農林水産部	5	監査委員	0	
	土木部	1	労働委員会	0	
	出納事務局	0	収用委員会	0	
	小計	19	海区漁業調整委員会	0	
				内水面漁場管理委員会	0
				合計	63

図 3

17年度 実施機関別の開示請求件数



(3) 開示請求のあった主な個人情報

開示請求のあった主な個人情報は、表 4 のとおりです。

表 4 開示請求のあった主な個人情報

実施機関	開示請求があった主な個人情報の内容	件数(件)
公営企業管理者	県立病院の診療記録関係	33
教育委員会	教員採用試験結果関係	6

(4) 処理状況

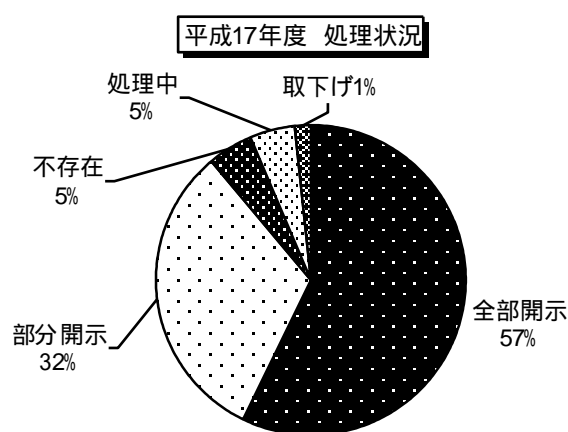
開示請求に対する処理状況としては、請求のあった 63 件のうち、全部開示したものが 36 件、部分開示したものが 20 件、対象公文書が存在しないものが 3 件、取下げが 1 件、処理中のものが 3 件となっています。(表 5 参照)

表 5 処理状況

(単位：件)

区 分	請求の 件 数	処 理 の 状 況					
		全部開示	部分開示	非開示	不存在	取下げ	処理中
開示請求	63	36	20	0	3	1	3

図 4



(5) 部分開示決定の理由別内訳 (条例第 17 条第 2 項)

部分開示としたものの理由別内訳は、表 6 のとおりとなっています。

表 6 部分開示の理由別内訳

区 分	件数(件)
1号(開示請求者以外の個人に関する情報)	20
2号(開示請求者の生命、財産等に関する情報)	0
3号(法人等に関する情報)	4
4号(法令秘情報)	0
5号(公共の安全等に関する情報)	0
6号(審議、検討又は協議に関する情報)	0
7号(事務又は事業に関する情報)	2
8号(未成年者等に関する情報)	0
合 計	26

注：部分開示に当たり、複数の理由を適用したものがあつたため、件数の合計は表 5 の部分開示の件数と合致しない。

3 口頭による開示請求の状況

(1) 開示請求件数

口頭による開示請求ができる個人情報として、知事、教育委員会、人事委員会の3つの実施機関で39件の試験等が定められています。平成17年度は、6,987件の請求があり、そのうち教育委員会が6,589件と約94%を占めています。(表7参照)

表7

口頭による開示請求を実施する試験等の件数及び請求件数 (単位: 件)

実施機関		口頭による開示請求を実施する試験等の件数	請求件数
知事	総務部	2	38
	県民環境部	1	12
	保健福祉部	14	156
	経済労働部	3	0
	農林水産部	6	0
	土木部	2	1
	小計	28	207
教育委員会		5	6,589
人事委員会		6	191
合計		39	6,987

(2) 開示請求のあった主な試験等

口頭による開示請求のあった主な試験等は、表8のとおりです。

表8 開示請求のあった主な試験等

試験等の名称	請求件数 (件)	実施機関
愛媛県立高等学校一般入学者選抜	5,819	教育委員会
愛媛県公立学校教員採用選考試験	437	教育委員会
愛媛県立中等教育学校入学者選考	327	教育委員会
警察官(大学卒)採用候補者試験	82	人事委員会
愛媛県立医療技術大学入学試験	57	保健福祉部
職員採用候補者(上級)試験	56	人事委員会
警察官(高校卒程度)採用候補者試験	42	人事委員会
介護支援専門員実務研修受講試験	32	保健福祉部
愛媛県職員(選考職)採用試験	25	総務部
愛媛県立保育専門学校入学試験	24	保健福祉部

4 個人情報の訂正請求の状況

平成 17 年度において、訂正請求はありませんでした。

5 個人情報の利用停止請求の状況

平成 17 年度において、利用停止請求はありませんでした。

6 不服申立ての状況

平成 17 年度において、不服申立てはありませんでした。